

(四国地方更生保護委員会)

松山保護観察所

〒790-0001 松山市一番町 4-4-1 松山法務総合庁舎 6 階

TEL (089) 941-9983 FAX (089) 946-2944

(ホムペ・ウェブサイト) http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_k_matsuyama_matsuyama.html

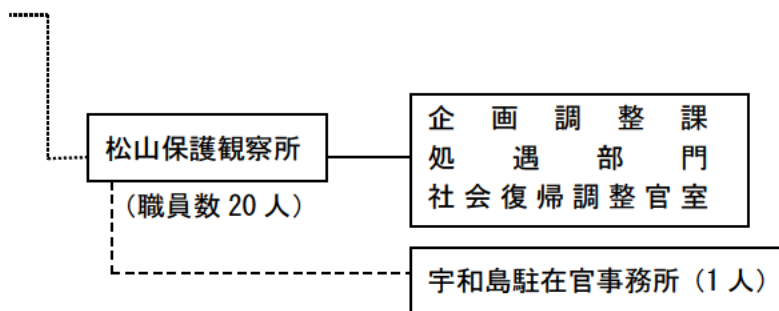
宇和島駐在官事務所

〒798-0036 宇和島市天神町 4-40

TEL (0895) 24-3991 FAX (0895) 24-3992

〔組織及び職員数〕

(四国地方更生保護委員会)



(参考) 松山保護観察所の保護司数 749 人 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

設 置 根 拠	法務省設置法第 15 条、第 24 条、法務省組織令第 75 条
所 掌 事 務	保護司の選考、保護司等の表彰、犯罪の予防、保護司の組織及び教養訓練、更生保護事業の助長及び監督、犯罪予防活動の助長、社会資源の開拓及び活用、更生保護に関する調査等、更生緊急保護の措置、保護観察中の者の救護及び援護の措置、少年法による保護処分のうち保護観察に付された者・少年院からの仮退院中の者・仮釈放中の者・刑執行猶予者のうち保護観察に付された者の保護観察、受刑者及び在院者等の生活環境の調整、恩赦、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく精神保健観察等の制度に関する事務、犯罪被害者等施策
管 轄 区 域	愛媛県
情報公開・個人情報保護窓口	担当：松山保護観察所 企画調整課 TEL (089) 941-9983
各 種 相 談 ・ 案 内 窓 口	・ 相談・案内の名称：犯罪被害者対応窓口 ・ 対象範囲（内容）等：保護観察対象者等に関する犯罪被害者等からの一般照会及び被害相談等 ・ 担 当：企画調整課 TEL (089) 941-9985